

解体業の審査基準

制定：平成 27 年 4 月 1 日

改正：令和 3 年 4 月 1 日

1 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成 14 年法律第 87 号。以下「法」という。）第 60 条第 1 項の解体業の許可申請に対する審査について、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 5 条に規定する審査基準を定めることによって、審査にあたっての公正の確保と透明性の向上を図るとともに、その適切な処理に資することを目的とする。

2 申請書について、次の事項に適合すること。

- (1) 2 部（正本、写し）揃っていること。
- (2) 申請年月日及び記載事項の記入漏れがないこと。
- (3) 法人にあっては、代表者氏名が記入されていること。
- (4) 所定の書類及び法定添付書類が完備していること。
- (5) 許可申請に係る審査手数料が全額納付されていること。

3 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして次の基準に適合するものであること。

(1) 施設に係る基準

ア 使用済自動車又は解体自動車の解体を行う場所（以下「解体作業場」という。）及び使用済自動車又は解体自動車を保管する場所（以下「車両保管場所」という。）の周囲にみだりに人が立ち入るのを防止することができる、次に掲げる要件を満たす囲いが設けられ、かつ、当該場所の範囲が明確であること。ただし、崖等によって人が立ち入ることが不可能であることが明確な場合にあってはこの限りでない。

(イ) 囲いは、原則として地盤面から 1.8 メートル以上の高さとし、耐久性を有し、風雨等により破損しない構造であること。

(ロ) 出入口には、施錠できる門扉が設けられていること。

イ 解体作業場以外の場所で廃油及び廃液が漏出するおそれのある使用済自動車を保管する場合にあっては、当該場所がアに掲げるもののほか、第 6 項第 2 号に掲げる要件を満たすものであること。ただし、保管に先立ち使用済自動車から廃油及び廃液を回収することその他廃油及び廃液の漏出を防止するために必要な措置が講じられることが使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則（平成 14 年経済産業・環境省令第 7 号）第 57 条第 2 号イに規定する標準作業書（以下同じ。）の記載から明らかな場合は、この限りでない。

ウ 解体作業場以外の場所で使用済自動車から廃油（自動車の燃料に限る。）を

回収する場合にあっては、当該場所が第6項第3号に掲げる要件を満たすものであること。

エ 第6項第1号に掲げる要件を満たす解体作業場を有すること。

オ 解体作業場以外の場所で使用済自動車又は解体自動車から分離した部品のうち廃油及び廃液が漏出するおそれのあるものを保管する場合にあっては、当該場所が第6項第4号に掲げる要件を満たすものであること。ただし、保管に先立ち当該部品からの廃油及び廃液の漏出を防止するために必要な措置が講じられることが標準作業書の記載から明らかな場合は、この限りではない。

(2) 申請者の能力に係る基準

ア 次に掲げる事項を記載した標準作業書を常備し、従事者に周知していること。

(イ) 使用済自動車及び解体自動車の保管の方法

(ロ) 廃油及び廃液の回収、事業所からの流出の防止及び保管の方法

(ハ) 使用済自動車及び解体自動車の解体の方法(指定回収物品及び鉛蓄電池等の回収の方法を含む。)

(ニ) 油水分離装置及びためます等の管理の方法

(ホ) 使用済自動車又は解体自動車の解体に伴って生じる廃棄物(解体自動車及び指定回収物品を除く。)の処理の方法

(ヘ) 使用済自動車又は解体自動車から分離した部品、材料その他の有用なものの保管の方法

(ニ) 使用済自動車及び解体自動車の運搬の方法

(ロ) 解体業の用に供する施設の保守点検の方法

(ハ) 火災予防上の措置

イ 事業計画書又は収支見積書から判断して、解体業を継続できないことが明らかでないこと。

4 申請者が法第62条第1項第2号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。この場合において、同号ホに規定する「その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者」(おそれ条項)の適用については、以下のいずれかに該当する場合であること。

(1) 法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下、「廃棄物処理法」という。)について、過去に繰り返し許可の取消処分を受けている者

(2) 法、廃棄物処理法、浄化槽法(昭和58年法律第43号)、使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令(平成14年政令第389号)第6条各号に掲げる法令若しくはこれらの法令に基づく処分に違反し、又は刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正15年法律第60号)の罪を犯し、公訴を提起され、又は逮捕、勾留その他の強制の処分を受けている者

- (3) 前号に掲げる法令に係る違反を繰り返しており、行政庁の指導等が累積している者
- (4) 業務に関連して建築基準法（昭和 25 年法律 201 号）、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）等の他法令に違反し、繰り返し罰金以下の刑に処せられた者
- (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員を利用している者
- (6) 暴力団員に対して、自発的に資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
- (7) その他上記に掲げる場合と同程度以上に的確な業の遂行を期待し得ないと認められる者

5 事業を行う場所の立地について、岡崎市周辺環境に影響を及ぼすおそれのある特定事業の手續及び実施に関する条例施行規則（平成 29 年岡崎市規則第 36 号）別表第 3 オに規定する事業区域とし、かつ、次の事項及び要件に適合すること。

(1) 周辺環境に関する留意事項

ア 上水道、簡易水道等の飲用水への影響のおそれがないこと。

イ 河川、水路、湖沼等及び地下水の汚濁による生活環境への影響のおそれがないこと。

ウ 史跡、名勝、天然記念物、埋蔵文化財等の保護に対する影響のおそれがないこと。

エ 大気汚染、騒音、振動、悪臭等による生活環境への影響のおそれがないこと。

オ 地滑り、土砂崩れ等の災害を発生させるおそれがないこと。

カ 次に掲げる施設について、生活環境の保全上の適正な配慮がなされていること。

(イ) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校

(ロ) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 1 項に規定する保育所

(ハ) 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの

(ニ) 図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館

(ホ) 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム

(ヘ) 保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園

(2) 立地場所に関する要件

ア 事業に係る土地の使用権限が得られ、かつ、解体業の実施について、事業に係る土地の所有者の承諾が得られること。

イ 事業に係る土地までの搬出入道路（国道、県道及び市道を除く。）は、次の条件を有していること。

(7) 道路幅員は、搬出入車両の通行に支障がないよう確保できること。

(4) その他必要に応じて安全施設等の整備を行うこと。

ウ 関係法令の規制に係る協議等は以下によること。

(7) 岡崎市周辺環境に影響を及ぼすおそれのある特定事業の手続及び実施に関する条例（平成 29 年岡崎市条例第 18 号）第 7 条第 1 項に規定により、市長と協議しなければならない場合は、協議が終了していること。

(4) 関係法令の規制を受ける場合は、関係行政機関と協議がなされていること。

(7) 関係法令の規制を受けない場合は、関係行政機関の確認がなされていること。

6 事業の用に供する施設は、次の構造に関する基準に適合すること。

(1) 解体作業場

ア 使用済自動車から廃油（自動車の燃料を除く。以下このアにおいて同じ。）及び廃液を回収することができる装置を有すること。ただし、手作業により使用済自動車から廃油及び廃液が適切かつ確実に回収されることが標準作業書の記載から明らかな場合は、この限りでない。

イ 廃油及び廃液の地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリートで築造することその他これと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

ウ 廃油の事業所からの流出を防止するため、油水分離装置及びこれに接続している排水溝が設けられていること。ただし、解体作業場の構造上廃油が事業所から流出するおそれが少なく、かつ、廃油の事業所からの流出を防止するために必要な措置が講じられることが標準作業書の記載から明らかな場合は、この限りでない。

エ 雨水等による廃油及び廃液の事業所からの流出を防止するため、屋根を有することその他床面に雨水等がかからないようにするための壁等の設備を有すること。ただし、壁等については、雨水等による廃油及び廃液の事業所からの流出を防止するために十分な処理能力を有する油水分離装置を設けることその他の措置が講じられる場合は、この限りでない。

(2) 解体作業場以外の場所で廃油及び廃液が漏出するおそれのある使用済自動車を保管する場所

ア 廃油地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリートで築造することその他これと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

イ 廃油の事業所からの流出を防止するため、油水分離装置及びこれに接続している排水溝が設けられていること。

(3) 解体作業場以外の場所で使用済自動車から廃油（自動車の燃料に限る。以下この(3)において同じ。）を回収する場所

ア 廃油及び廃液の地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリートで築造することその他これと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

イ 廃油の事業所から流出を防止するため、ためますその他これと同等以上の効果を有する装置及びこれに接続している排水溝が設けられていること。

(4) 解体作業場以外の場所で使用済自動車又は解体自動車から分離した部品のうち廃油及び廃液が漏出するおそれのあるものを保管する場所

ア 廃油及び廃液の地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリートで築造することその他これと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

イ 雨水等による廃油及び廃液の事業所からの流出を防止するため、屋根、覆いその他当該部品に雨水等がかからないようにするための設備を有すること。

(5) 油水分離装置

油水分離装置は原則として3槽以上とし、当該油水分離装置に流入する汚水の量に応じた容積を有していること。

7 行政手続法第6条に規定する標準処理期間は60日とする。ただし、申請内容に不備がある場合及び申請者の状況について特に詳細な審査を要すると判断した場合には、この限りでない。

8 この審査基準は、令和3年4月1日から施行する。ただし、令和3年3月31日以前に許可申請のあったものについては、適用しない。